

「緑化センター」及び「緑化センター附属見本園」 トライアル・サウンディング実施要領

1. 目的

群馬県では、官民連携まちづくり基本方針を定め、公共施設・空間の民間活用を積極的に進めています。本実施要領は、この基本方針に基づき、「緑化センター」及び「緑化センター附属見本園」の活性化を民間事業者の視点、優れたアイデア、ノウハウにより探るために実施するトライアル・サウンディングに関して必要な事項を定めるものです。

【トライアル・サウンディングとは】

公共施設・空間の暫定利用を希望する民間事業者を募集し、一定期間、実際に使用してもらい、暫定利用終了後に公共施設・空間の活用可能性や課題をフィードバックし、その後の公募条件への反映や公共施設等の今後の活用方針の決定につなげることを目的とした市場調査です。

2. 期待される効果

【民間事業者のメリット】

- ・アイデアのニーズがあるか確認することができます。
- ・立地条件、使い勝手、採算性等を確認することができます。
- ・使用料等の経費が掛かりません。

【群馬県の効果】

- ・施設の活用方法について、民間事業者の視点、アイデア、ノウハウを参考に幅広く検討することができます。
- ・民間活力の導入方法、公募条件等の検討資料とすることができます。
- ・民間事業者の事業集客力、収益性、信用等を確認することができます。

3. 対象地の概要

名 称	群馬県緑化センター及び緑化センター附属見本園
所在地	群馬県邑楽郡邑楽町中野 3924-1
設置年月日	緑化センター 昭和 58 年 4 月 1 日 附属見本園 平成 10 年 5 月 26 日
土地・延床面積	5.5ha（樹木園・見本園 3.8ha、自然林 1.7ha）
既存建物等の概要 (調査対象物件のみ記載)	(1) 本 館 (2) 樹木園・見本園 (3) 自然林

駐車場	普通車 32 台 バス 1 台	
現在の管理運営状況	運営方法	直営
	年間利用者数	H30 : 35,155 人 R1 : 34,633 人 R2 : 31,246 人
	開園時間	・休園日 12月29日～1月3日 ・緑化センター 午前9時～午後5時 ・附属見本園 終日

4. スケジュール

内 容	日 程
① 提案書の提出 提案書を事務局に提出してください。	令和3年9月3日(金) ～令和5年1月31日(火)
② 審査 提案内容を審査し、本トライアル・サウンディングの趣旨に合致する場合は、実施事業として認定します。	適宜
③ 許可申請書の提出 許可申請書を提出してください。	適宜 ※受付から概ね1週間程度
④ 暫定利用の実施 期間中、提案事業を1日～1ヶ月程度の利用期間で実施してください。	令和3年9月6日(月) ～令和5年2月28日(火)
⑤ 実績報告書の提出 利用実績をまとめた資料を事務局に提出してください。	実施後10日以内
⑥ ヒアリング調査 対象地の活用可能性等についてヒアリングを行います。	適宜

5. 参加要件

暫定利用希望者は、本実施要領に定める内容及び条件等を十分理解し、かつ、応募内容を実行する意思と能力を有する民間企業、NPO法人、個人事業主又は任意団体等とします。ただし、次のいずれかに該当する場合は、応募資格を有しないものとします。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- ② 提案書類提出時点で、群馬県の入札参加の制限を受けている者
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生・再生手続き中の者
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条

第2号に規定する暴力団又は群馬県暴力団排除条例(平成22年群馬県条例第5条)の関連規定に該当する者

- ⑤ 国税、都道府県税、市町村税を滞納している者

6. 提案要件

(1) 提案内容

提案内容は、次の全てに該当するものとします。

- ① 確実に実施できる内容であること
- ② 対象地を利用する利用者の利便性、サービスの向上が見込まれる内容であること
- ③ 他の利用者の対象地利用を著しく妨げないこと
- ④ 暫定利用にあたって、県の財政負担を求めないこと
- ⑤ 感染症対策を徹底していること

(2) 提案の対象外

次に掲げるものは提案の対象外とします。

- ① 政治的又は宗教的活動
- ② 青少年等に有害な影響を与える物販、サービス提供等
- ③ 著しい騒音や異臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される行為
- ④ 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第5号に規定する指定暴力団等の活動
- ⑤ 公序良俗に反する、又は反社会的な活動
- ⑥ 今後の施設利用に支障を来す恐れのある活動(施設の改修は要相談)
- ⑦ その他、県が本事業で実施する内容として不適切と判断する行為

(3) 暫定利用期間

暫定利用の期間等は、以下のとおりとします。

期間：原則1日から1か月程度まで

時間：午前9時～午後5時

【各施設の暫定利用可能な期間】

- ・本館：令和3年9月6日～令和5年2月28日
- ・樹木園：令和3年9月6日～令和5年2月28日
- ・見本園：令和3年9月6日～令和5年2月28日
- ・自然林：令和3年9月6日～令和5年2月28日

※1 休園日(12月29日～1月3日)は除く

※2 各種イベントと重なった場合等、状況によっては暫定利用日時の変更を

お願いする場合があります。利用状況等は事務局宛てお問合せください。

※3 緑化センターについて、執務室は利用出来ません。

(4) 使用料等の条件

- ① 暫定利用中の施設の使用料は無償とします
- ② その他、トライアル・サウンディングの参加に要する費用は、暫定利用希望者の負

担とします

- ③ 暫定利用終了後に原状回復を原則とします

7. トライアル・サウンディングの流れ

(1) 提案書の提出

【提案書類】

暫定利用希望者は、対象地において実施したい提案事業等の内容を記載した提案書類を作成のうえ、下記の受付期間内に事務局へ電子メールにより提出してください。

- ① 提案事業概要書（様式1）
- ② 暫定利用希望者の概要（様式2）
- ③ 誓約書（様式3）

【事前相談】

提案書類作成のため、事前相談及び現地調査を希望する場合は、事前に事務局へ連絡してください。日程調整した上で受付期間内に行うこととします。また、現地調査は、施設利用者等の利用を妨げない範囲とします。

(2) 審査

提案書類の内容が「6. 提案要件」に合致することを審査し、暫定利用者として認定します。なお、必要に応じてヒアリング（提案書類の内容確認等）を実施することがあります。

(3) 許可申請書の提出

暫定利用者は、提案書類の内容に基づき、許可申請書（様式4）を事務局に提出してください。

(4) 暫定利用の実施

【責任及びリスク分担の考え方】

告知を含む、提案事業の準備から撤去まで、暫定利用者が責任を持って実施してください。暫定利用に伴い発生するリスクについては、暫定利用者が負うものとします。

【モニタリング】

提案事業実施中に県がモニタリング調査を行うことがあります。その場合、暫定利用者は当該モニタリング調査に協力してください。

【施設使用の中止】

次のいずれかに該当したときは、提案事業を中止していただきます。

- ① 提案書類に虚偽の記載が判明したとき
- ② 参加要件又は提案要件を満たしていないことが判明したとき
- ③ 著しく社会的信用を損なう行為等により、対象地で提案事業を実施することについて県がふさわしくないと判断したとき

(5) 実績報告書の提出

暫定利用終了後、提案事業の実績報告書（様式5）を事務局に提出してください。

(6) ヒアリング調査

実績報告書の内容を基に、対象地の活用可能性等についてヒアリング調査を行います。

8. 留意事項

(1) 参加事業者の取扱い

トライアル・サウンディングへの参加実績は、後の事業者公募等における評価の対象とはなりません。

(2) 提出書類の取扱い

提出書類の著作権は、暫定利用希望者に帰属しますが、提出書類は返却しません。

9. 事務局

〒371-8570 前橋市大手町1-1-1

群馬県 環境森林部 森林局 森林保全課 県営林係

TEL：027-226-3277 FAX：027-223-0463

E-mail：shinrinho@pref.gunma.lg.jp

(様式1)

群馬県緑化センター及び緑化センター附属見本園

トライアル・サウンディング

提案事業概要書

(1) 提案事業の名称

(2) 暫定利用希望者名

代表事業者	
協力事業者	
有 <input type="checkbox"/>	
無 <input type="checkbox"/>	

(3) 代表連絡先

TEL :

携帯 :

FAX :

Mail :

(4) 提案事業の内容

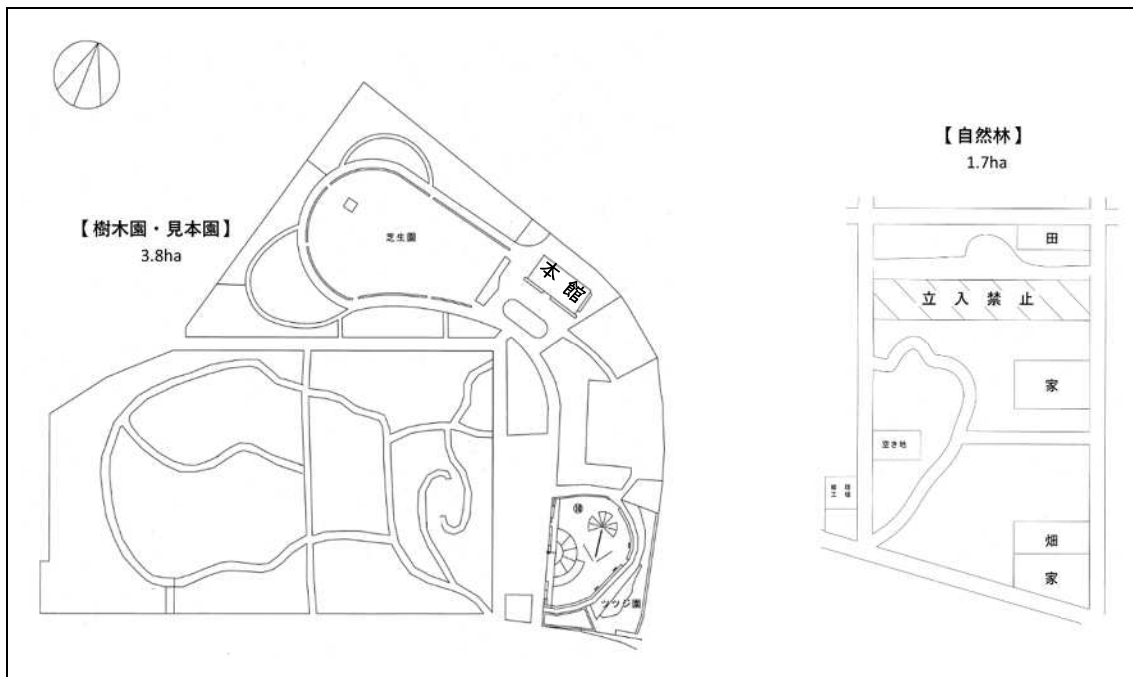
【事業内容】

【想定しているターゲット、集客性】

【事業に必要な面積のイメージ】

【対象地の利便性、サービス向上の考え方】

(5) 暫定利用希望範囲



(6) 提案事業の告知方法

(7) 希望する暫定利用期間（最大1か月程度）

第1希望期間	第2希望期間	第3希望期間
令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
~	~	~
令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日

(様式2)

群馬県緑化センター及び緑化センター附属見本園

トライアル・サウンディング

暫定利用希望者の概要

事業者名		
所在地		
従業員数	人	
資本金	円	
主たる担当者	職(所属)	氏名・年齢
	法令による資格	経験年数
同種・類似 の事業実績 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	事業の名称	
	事業の概要	
	事業の名称	
	事業の概要	
その他の 特記事項		

※ 2者以上共同で実施する場合は、暫定利用希望者1者当たり1枚作成してください。

※ 経験年数については、当該事業に関係するものとします。

※ 過去10年間の同種・類似の事業実績について記載してください(最大2件)。

(様式3)

令和 年 月 日

群馬県知事 様

所在地
商号又は名称
代表者職氏名
電話番号

印

誓 約 書

群馬県緑化センター及び緑化センター附属見本園トライアル・サウンディングについて応募申請するに当たり、下記のとおり誓約します。

記

- 1 群馬県緑化センター及び緑化センター附属見本園トライアル・サウンディング実施要領（以下「要領」という。）に基づき、提案書類を提出します。また、提案書類のすべての記載事項について、事実に基づき記載します。
- 2 提案事業の実施により、県又は第三者に与えた損害については、その一切の責任を負います。

(様式4)

緑化センター及び緑化センター附属見本園内行為許可申請書

年 月 日

群馬県知事 へ

郵便番号
住 所
フリガナ
氏 名
生年月日
電話番号
E-mail

〔 法人又は団体にあつては、その所在地、名称、電話番号、E-mail並びに代表者の住所、氏名、氏名のフリガナ及び生年月日 〕

次のとおり許可してください。

施設名	
目的	
期間	
行為の内容	
<p>○ 申請に当たっては、次の内容を誓約の上、□にレを記入してください。</p> <p>□ 自己又は自己の団体の役員等は、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（以下「暴力団等」という。）には該当しません。</p> <p>* 群馬県では、事業から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。また、群馬県警察本部に照会する場合があります。この様式に記載された個人情報、本事務の目的及び本事務から暴力団等を排除する目的以外には使用しません。</p>	
備考	

注 位置図を添付すること。

(様式5)

群馬県緑化センター及び緑化センター附属見本園

トライアル・サウンディング

実績報告書

(1) 提案事業の名称

(2) 暫定利用者名

代表事業者	
協力事業者 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	

(3) 提案事業の概要

<p>【事業内容】</p> <p>【想定しているターゲット、集客性】</p> <p>【事業に必要な面積のイメージ】</p> <p>【対象地の利便性、サービス向上の考え方】</p>
--

(4) 暫定利用期間

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

(5) 期間中の利用者数

 おおむね 人程度

(6) 期間中の売上

 円

(7) 提案事業の実施に要した費用

 円

(8) 対象地での事業採算性、安定性、市場ニーズの感触

--

(9) 対象地で事業を本格実施する上での課題

--

(10) 事業者として望ましい事業方式（契約形態、貸付期間）

--

(11) 望ましい貸付料の目安（㎡単価）

 円／（時間・日・月）

(12) 対象地の有効活用に必要な行政支援（規制緩和、施設改修、事業に必要な設備等）

(13) 本格利用が開始された場合の利用意向

(14) 対象地に限らず官民連携事業全般に対する意見・要望等

(15) その他（自由記載）

